総務省四国総合通信局の規正用無線局と日本アマチュア無線連盟のガイダンス局との連携運用

総務省四国総合通信局では、令和8年10月29日（木）に愛媛県松山市の松山総合公園駐車場及び同30日（金）に高知県高知市の五台山公園駐車場において、アマチュア無線局の正しい運用を促す目的に、当局の規正用無線局[※1]と一般財団法人日本アマチュア無線連盟四国地方本部のガイダンス局[※2]との連携運用を実施しました。

連携運用では、アマチュア無線局用に割り当てられた周波数の使用区別を守らない局、運用に際して呼出符号を送出しない局に対して、

① 日本アマチュア無線連盟のガイダンス局から電波法に基づいた適正な運用を広報するメッセージを送出

② その後、その違反状況が改善されない場合には四国総合通信局の規正用無線局から注意喚起のメッセージを送出

して指導します。

今回の連携運用では、144MHz帯及び430MHz帯において、ガイダンス局から5回のアナウンス、その後、1回の規正用無線局による指導を行い、良好な無線局運用につなげることができました。

今後も総務省四国総合通信局では、規正用無線局の活用や日本アマチュア無線連盟のガイダンス局との連携運用を実施することにより、正しい電波利用の普及に努めます。

[※1]規正用無線局：国が開設した無線局。違反局に対して違反運用を即時にやめるように直接メッセージを送出し指導します。

[※2]ガイダンス局：日本アマチュア無線連盟が開設した無線局。違反局に対して、適正な運用を確保するためメッセージを送出し広報を行います。



設置状況



連携運用の様子（松山市）



連携運用の様子（高知市）

【お問合せ先】 電波監理部 監視調査課　089－936－5051